

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面(14)

平成28年11月7日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香



被告医療法人一裕会の平成28年9月16日付け第5準備書面における

求釈明に対し、以下のとおり必要な範囲で述べる。

- 1 被告一裕会の安全配慮義務のうち、「適切な患者の割当義務」に関する主張は撤回する。
- 2 原告準備書面(11)における被告一裕会の「嫌がらせ、いじめ等のハラスメントが生じるような事態を発生させない義務」は原告準備書面(5)の「実習生に対して強度の心理的負荷を与えないよう配慮すべき義務」の一内容をなすものであり、新たな安全配慮義務の内容を追加したものではない。

本件では、具体的には [REDACTED] バイザーの故大野輝民に対するハラスメント

的言動が問題とされるが、被告一裕会は、[REDACTED]バイザーの使用者として、バイザーが実習生にハラスメントを行わないように指導・監督する義務を負っていることは明らかである。本件訴訟は、[REDACTED]バイザーハイ個人を被告としているものではないのであり、[REDACTED]バイザーを指導・監督すべき被告一裕会の安全配慮義務の内容として、「嫌がらせ、いじめ等のハラスメントが生じるような事態を発生させない義務」を本件では問題としているのである。

以上